

提 案 説 明 書

1 担当部局名

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所3階
札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課事業指導係 【担当】廣瀬、菅野
電話 (011) 211-2972 e-mail jigyo.shido@city.sapporo.jp

2 企画競争に付する事項

- (1) 役務の名称
介護人材確保・定着事業委託業務
- (2) 調達案件の内容
別添「仕様書」のとおり
- (3) 履行期間
契約締結日から令和8年3月31日

3 提案を求める事項

以下の項目について具体的な提案を行うこと。

また、別添「仕様書」の本事業の目的に沿い、提案事業者として目的達成に向けた具体的な方策・効果（数値目標等）について盛り込むこと。

- (1) 介護事業者採用力向上セミナー
 - ア 実施内容
セミナーの内容、想定する講師、実施形態、開催時期・時間帯、実施回数、参加者定員数など。
 - イ 補助業務
オンラインでのセミナー参加者へのサポート体制、アーカイブ配信の実施方法、期間など。
- (2) 市民向け啓発事業
 - ア 求職者向けイベント
イベント内容、想定ターゲット、開催時期・時間帯、開催方式（場所）、想定参加者数（定員）、実施回数、開催周知方法など。
 - イ 小学生向け啓発冊子
掲載内容（項目・想定取材先）、ページ数、冊子作成実績など。
- (3) 採用支援事業
 - ア 実施内容
事業の内容、特徴、規模、活用実績、参加可能法人数、法人負担額、仕様書記載事項以外で実施可能な支援事業など。
 - イ 補助業務

広報活動、参加者へのサポート体制など。

(4) 人材定着化研修

仕様書 3 (4) アに定める各研修の内容、研修実施により得られる効果（目標（値）等）、想定する講師、想定機材・ツール、開催時期（配信期間）・時間帯・曜日、ライブ配信の参加者定員数、仕様書記載研修以外で提案可能な研修など。

(5) その他

ア 管理・運営体制

本事業を実施する上での運営・管理体制、全体スケジュール設定など。

イ その他

その他、本事業の目的達成のために必要と考えられる項目等があれば提案すること。

4 予算規模

5,200 千円（消費税および地方消費税相当額を含む。）を上限とする。費用見積についても提案すること。

5 企画提案に係るスケジュール（予定）

- (1) 企画提案に関する質問票の受付期限・・・令和 7 年 4 月 16 日
- (2) 公募型企画競争参加表明書提出期限・・・令和 7 年 4 月 22 日
- (3) 企画提案書提出期限・・・・・・・・・・令和 7 年 5 月 2 日
- (4) 審査（書類）・・・・・・・・・・令和 7 年 5 月 14 日～5 月 23 日
- (5) 審査（質疑）・・・・・・・・・・令和 7 年 5 月 30 日～6 月 6 日
- (6) 審査結果の通知・・・・・・・・・・令和 7 年 6 月中旬
- (7) 契約締結日・・・・・・・・・・令和 7 年 6 月下旬

6 参加資格要件

委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、公益法人等（以下「企業等」という。）であり、次のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者、または同名簿に登録されておらず下記ア～カのいずれの要件にも該当しない者。

ア 特別な理由がある場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

イ 札幌市との入札及び契約等において、下記（ア）～（キ）のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者で、その事実があった後 3 年を経過しない者（ただし、これらの事由により既に札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止の措置を受けた者を除く。）。

- (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者。
- (イ) 競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者。
- (ウ) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げた者。
- (エ) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
- (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。
- (キ) 上記(ア)～(カ)の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結または契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- ウ 直前 1 年間に於いて、1 期の決算における製造、販売、請負等の実績高がない者。
- エ 不渡手形または不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2 年を経過しない者。
- オ 市区町村税または消費税・地方消費税を滞納している者。
- カ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員または同条例 7 条に規定する暴力団関係事業者に該当する者。
- (2) 事業協同組合等の組合がこの企画競争に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での応募参加を希望していないこと。
- (3) 企画提案書の提出期限において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等、経営状況が著しく不健全でないこと。
- (4) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (5) 複数企業による共同企業体（JV）ではない者。

7 参加手続きに関する事項

(1) 企画競争に関する質問の受付

ア 提出期限

令和 7 年 4 月 16 日（水）12 時 00 分必着

イ 提出方法

質問表（様式 3）により、電子メールにより提出すること。なお、電子メールにより提出する場合は件名を「介護人材確保・定着事業委託業務に関する質問」とすること。

電子メール jigyo.shido@city.sapporo.jp

ウ 回答方法

札幌市保健福祉局ホームページ上で回答する。ただし、質問または回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては質問者のみに対し回答する場合がある。

【URL】

<https://www.city.sapporo.jp/kaigo/r5kaigozinzaikakuhoteityakujigyo.html>

(2) 参加表明書・誓約書の提出

ア 提出期限

令和 7 年 4 月 22 日（火）12 時 00 分必着

イ 提出方法

下記様式について、持参又は郵送により提出すること。

(ア) 公募型企画競争参加表明書（様式 1）

(イ) 誓約書（様式 6）

なお、札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていない者については、参加資格要件を満たしているか確認が必要であるため、下記 a ～ d の書類についても併せて提出すること。

a 登記事項証明書の写し

企画提案書の提出期限の 3 カ月前の日以降に発行された、最新の内容のもの。現在事項または履歴事項全部証明書どちらでも可

b 市区町村税の納税証明書の写し

企画提案書の提出期限の 3 カ月前の日以降に発行された、課税されているすべての項目について、未納がない旨の証明書

※企業等の所在地が札幌市の場合、納税証明書（指名願）を提出すること。
（札幌市以外の企業等については、各自治体の書類による。）

c 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し

企画提案書の提出期限の 3 カ月前の日以降に発行された、未納がない旨の証明書

d 貸借対照表、損益計算書の写し

企画提案書の提出期限の直前 2 期分（決算期変更により 12 カ月に満たない決算期がある場合は直前 3 期分。設立直後で直前 1 期分の決算しか終わっていない場合は直前 1 期分）について、確定している決算書（貸借対照表、損益計算書）を提出すること。

ウ 提出先

「1 担当部局名」と同じ。

エ 受付時間

8 時 45 分から 17 時 15 分（土日・祝日を除く）

オ 参加資格の審査

提出を受けた誓約書の内容等から参加資格の審査を行い、参加資格を満たすことが確認できた者に対しては、その旨を口頭またはFAX等にて通知する。

参加資格を満たすことが確認できなかった者に対しては、その旨を文書で通知する。

なお、上記審査により参加資格を満たすことが確認できた者についても、最終的に契約候補者が選定され契約締結に至るまでの間に、下記(ア)～(ウ)の項目に該当することが判明した場合は、提案書類を受け付けず、もしくは既に提出された提案書類の評価を行わず、または契約候補者としての選定を取り消すものとする。

(ア) 参加資格を満たしていないことが判明し、または満たさないこととなったとき。

(イ) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

(ウ) 不正な利益を図る目的で企画競争実施委員等と接触し、または利害関係を有することとなったとき。

(3) 提案書の提出

ア 提出期限

令和7年5月2日（金）12時00分必着

イ 提出方法

下記様式について、持参又は郵送により提出すること。

なお、下記(ウ)・(エ)については正本1部、副本8部を作成すること。**提案事業者を特定できる表現は、正本を除き行わないこと（正本にのみ社名を記載すること）。**

(ア) 公募型企画競争申込書（様式4）

(イ) 法人の概要（様式5）

(ウ) 企画提案書

自由様式、A4版片面で作成。表紙及び目次を除きページの通し番号を付すること。通し番号は30までとすること。※30頁を超えた分については審査対象から除外する。

(エ) 見積書

自由様式、A4版片面で作成。経費の内訳を記載、消費税等相当額も明示すること。

(オ) 辞退届（様式2）

企画競争に参加しない場合に提出すること。

8 審査

(1) 審査（書類）

提出された企画提案書等の書類のみの評価を行う。

ア 書類審査実施日

令和 7 年 5 月 14 日（水）～令和 7 年 5 月 23 日（金）

イ 審査項目、配点及び点数の基準

別添「契約候補者選定指針」のとおり。

(2) 審査（質疑）

上記(1)の評点に基づき、上位 4 者の企画提案者に対する質疑（ヒアリング）を実施後、その内容を踏まえ、企画提案書等の評価を行う。

ア 質疑実施期間

令和 7 年 5 月 30 日（金）～令和 7 年 6 月 6 日（金）

イ 審査項目、配点及び点数の基準

別添「契約候補者選定指針」のとおり。

(3) 契約候補者の選定

上記(1)(2)の評点に基づき、企画競争実施委員会において最も高い評価を得た企画提案者を契約候補者として選定する。なお、企画提案者が 1 者であった場合は、企画競争実施委員会で定める最低基準を満たしている場合は、契約候補者とする。

ア 選定手順、評価方法及び評価基準

別添「契約候補者選定指針」のとおり。

イ 審査結果

企画提案者すべてに選定結果を文書で通知する。

9 契約

(1) 契約方法

企画競争実施委員会において選定された契約候補者と札幌市の間で、企画提案内容を元に協議を行い、協議が整った場合は特定者を相手方とする随意契約により契約を締結する。

(2) 契約条項

別添「契約書案」のとおり

10 疑義の申し立て

(1) 疑義の申し立て

企画提案者は、企画競争への参加資格の審査結果または提案企画の選定結果に疑義があるときは、それぞれ以下の期間内に、書面により疑義の申し立てをすることができる。

ただし、持参により提出するものとし、送付または電送によるものは受け付けない。

ア 参加資格についての疑義申し立て

審査結果の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（土日・祝日を除く。）

以内

イ 選定結果についての疑義申し立て

選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して3日（土日・祝日を除く。）以内

(2) 申し立てに対する回答

申し立てのあった日の翌日から起算して5日（土日・祝日を除く。）以内に、書面により回答する。

(3) 申し立ての提出先及び受付時間

提出先：「1 担当部局名」と同じ。

受付時間：8時45分から17時15分（土日・祝日を除く）

11 その他留意事項

(1) 書類の作成・提出に係る費用は提出者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 同一企業等からの複数の企画提案書等の提出は認めない。

(4) 誤字等を除き、応募書類提出後の内容変更および追加は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると市が判断した場合には内容変更及び追加を認める。

(5) 書類の著作権は提出者に帰属するが、市が本件の選定の公表等に必要な場合には、市は書類の著作権を無償で可以使用することとする。

(6) 提出された企画提案書等は、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）の定めるところにより、公開される場合がある。